

## 平成31年第4回教育委員会会議録

日時：平成31年3月20日（水）

午後4時開会

場所：教育委員会室

出席委員  
委員 上 島 均  
委員 滝 澤 多佳子  
委員 中 村 光 一

出席者  
教育長 倉 田 幸 則  
教育次長 宮 田 雅 司  
学校教育・人権教育担当理事 田 中 寛  
教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 下 里 秀 紀  
教育推進担当参事（兼）学校教育課長 片 岡 長 作  
青少年・公民館事業担当参事 南 条 弥 生  
学校教育課幼児教育課程担当副参事 松 谷 富美子  
教育研究支援課授業改善担当副参事 川原田 元  
教育研究支援課教育研究担当主幹・指導主事  
（兼）教育支援担当主幹 田 中 英  
人権教育課長 外 岡 博 明  
生涯学習課青少年担当副参事  
（兼）青少年センター所長 小 島 広 之

教育長 平成31年第4回教育委員会を開催します。傍聴はございません。本日の議案の概要説明をお願いします。

教育次長 それでは、本日の議案の概要でございますが、第14号 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則について、第15号 津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則について、第16号 就学等に関する規則の一部を改正する規則について、第17号 津市学校運営協議会規則の全部の改正について、第18号 平成30年度津市一般会計補正予算(第10号)〈教委所管分〉について、第19号 津市いじめ対策会議委員の一部委嘱替えについて、第20号 平成30年度津市一般会計補正予算(第11号)〈教委所管分〉について、7件の議案について、審議をお願いします。詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明させますので、よろしくをお願いします。

教育長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第14号から議案第20号の議案7件です。議案第18号から議案第20号の3件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第1号及び第2号の規定に該当するため、非公開としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 御異議ないようですので、非公開と決定します。

議案第14号 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則について

議案第14号 公開で開催

議案第14号 原案可決

議案第15号 津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則について

議案第15号 公開で開催

議案第15号 原案可決

議案第16号 就学等に関する規則の一部を改正する規則について

議案第16号 公開で開催

議案第16号 原案可決

議案第17号 津市学校運営協議会規則の全部の改正について

議案第17号 公開で開催

議案第17号 原案可決

議案第18号 平成30年度津市一般会計補正予算(第10号)〈教委所管分〉  
について

議案第18号 非公開で開催

議案第18号 原案可決

議案第19号 津市いじめ対策会議委員の一部委嘱替えについて

議案第19号 非公開で開催

議案第19号 原案可決

議案第20号 平成30年度津市一般会計補正予算(第11号)〈教委所管分〉  
について

議案第20号 非公開で開催

議案第20号 原案可決

教育長 それではまず、公開事案の審議に入ります。議案第14号 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 はい、教育長。

教育長 はい、松谷副参事。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 はい。幼児教育課程担当副参事でございます。議案第14号 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則について、説明させていただきます。1ページが改正文となっております、2ページ以降が新旧対照表となっております。改正理由といたしましては、津市立学校設置条例の一部改正に伴いまして、平成31年3月31日をもって、津市立北立誠幼稚園、津市立雲出幼稚園及び津市立高岡幼稚園の3園を廃止することから、所要の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、この3園についての項を津市教育委員会公印規則においては、幼稚園印及び幼稚園長印の数を現行の31から28に改めようとするもので、津市立幼稚園則におきましては3園の項を削除しようとするものでございます。施行期日は平成31年4月1日です。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

教育長 3つの幼稚園の閉園に伴う文言整理等というようなことですが、御質問等ございましたら願います。

各委員 質疑・意見等なし。

教育長 よろしいでしょうか。それではないようですので、議案第14号につきましては、原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 はい。ありがとうございます。御異議なきようですので、議案第14号につきましては原案どおり承認といたします。

続きまして、議案第15号 津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 はい。教育長。

教育長 はい。松谷副参事。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 幼児教育課程担当副参事でございます。  
議案第15号 津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則について、説明させていただきます。これ、量としては多いんですけども、1ページがその改正文、改め文で、2ページ以降が新旧対照表となっております。改正理由といたしましては、津市立一志こども園の開園に伴いまして、これまでからある津市立幼稚園等を利用する1号認定こどもに係る利用者負担額の経過措置を、一志こども園を利用する子どもにも、諸要件を満たす子どもにも適用するための改正を行うものです。改正内容としましては、今年度の4月にこども園を設置いたしましたときに、津市立幼稚園の利用こどもに適用されていた経過措置の金額をこども園にも一部適用するため、所要の改正を行いました。この経過措置といいますのは、平成26年度に津市立幼稚園の利用者負担額を、それまで一律6,000円であったものを最高額でおよそ3倍の1万7,600円と定めたことから、その急増の緩和策として、5年間をかけて段階的に金額を上げていくという経過措置のことであります。平成31年度はその5年目にあたりまして、経過措置期間の最後の年になります。こども園のうち、津みどりの森こども園におきましては元神戸幼稚園からの継続児を対象としてその経過措置をとっておりましたが、該当児の学年が本年度で卒園しまして該当なしとなりますので、この規則の文言から削除をいたします。白山こども園と香良洲浜っ子幼児園につきましては、引き続き、元幼稚園からの継続児を対象としますのと、それから白山、美杉、香良洲に住所地がある方につきましては、経過措置を適用いたします。これはその居住地域内に津市立幼稚園がなくて、当該こども園しか利用できないということから経過措置の対象とするということで、平成28年5月の津市議会全員協議会で方針として出させていただいております。今回の改正では、新たに平成31年4月1日に一志こども園が開園いたしますので、平成31年3月31日の時点で、高岡幼稚園に在籍している幼児にも経過措置を適用しようとするものでございます。施行期日は平成31年4月1日です。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長 はい。説明は以上ですけども、御質問等ございましたらお願いします。

上島委員 よろしいですか。

教育長 はい。上島委員、どうぞ。

上島委員 保護者対象に、このことはどこまで説明してもらってありますか。

教育長 はい。松谷副参事。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 こども園の募集のときには、このことはそれぞれの保護者さんにお伝えをした上で募集をさせていただいております。

教育長 よろしいですか。

上島委員 はい。

教育長 そのほかはよろしいでしょうか。

各委員 質問なし。

教育長 それではないようですので、議案第15号につきましては、原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。御異議なきようですので、議案第15号につきましては、原案どおり承認といたします。

続きまして、議案第16号 就学等に関する規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 はい。教育長。

教育長 はい。片岡学校教育課長。

学校教育課長 学校教育課長でございます。就学等に関する規則の一部改正の概要について、御審議をお願いします。まず主な改正理由といたしまして、幼稚園の教育要領が改定されたことから幼稚園における指導要録を変更するため、

所要の改正を行うというものです。国の指導要領改定にこれは伴うもので、平成30年度から実施されたものでありますけども、通知において「現状の様式を用意している場合は平成31年度からの新様式の運用を行うことも可」ということですので、来年度からこのような改正を行いたいというふうに考えております。また、2つ目の出席簿・月末統計表のことにつきましては、適応指導教室へ通う児童生徒の日数を加えることから、改正のほうを行いたいというふうに考えています。これまで、適応指導教室に通う日数は学校から教育研究支援課へ出席日数とは別に報告をしておりましたが、平成30年度、今年度より出席日数等を管理するシステムを導入したことにより、適応指導教室に通う日数も一体的に管理可能となり帳票出力も可能となることから、規則様式に該当事項欄も加えて変更をしていきたいと考えております。その他、所要の改正といたしまして、就学区域の、就学等に関する規則の一部のところにつきましては記述に漏れがある部分がありましたので、この機会に同じように改正を行いたいというふうに考えているところです。以上でございます。御審議のほど、よろしく願います。

教育長 はい。説明は以上ですけども、御質問等ありましたらお願いいたします。上島委員どうぞ。

上島委員 意味がわからないんですけども、今の説明でちょっと。

学校教育課長 一枚一枚いったほうがよろしいですか。

上島委員 というか、ここに例えば、「白塚小学校区及び北立誠小学校区」を「北立誠小学校区及び白塚小学校区」に改める。とあるじゃないですか。これは何でひっくり返さないといけないの。

教育長 はい。片岡学校教育課長。

学校教育課長 これは学校設置条例の順番に基づいた学校の並びにすべきだというふうなことで、1番、養正小、2番、修成小、というようなこの順番がございます。それに倣った順番でやはりここは表記すべきだろうというふうなことで、それでいきますと北立誠のほう为上になりますので順番を入れ替えて、というふうな表記に今回改めさせていただきました。

教育長 上島委員。

上島委員 はい。ということは、今までそのまま放ってあったものを、この際、変えたということですね。

学校教育課長 はい。そういうことです。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。指導要録の改正とは、必要な項目を入れたということですね。

学校教育課長 はい。

教育長 よろしいでしょうか。

滝澤委員 済みません。

教育長 はい。滝澤委員。

滝澤委員 指導要録に必要な記述を入れたというのは、どんなところを入れたのですか。

教育長 もう一度。片岡学校教育課長。

学校教育課長 必要なというか、文部科学省の規定に則って今までの旧の様式から新の様式にごそつと変えたというふうなところでございます。

滝澤委員 全く変わってしまいましたか。

学校教育課長 はい。

滝澤委員 ごそつと。

学校教育課長 新旧対照表を、教育長。

教育長 はい。片岡課長。

学校教育課長 後ろから3枚目、4枚目のあたりに新様式と旧様式のほうをつ

けさせていただきましたので、これで見比べていただくと新しいものがどうい  
うふうなことが変わっているのか、見ていただけるかなというふうに思います。

上島委員 確認だけでも。

教育長 はい。上島委員。

上島委員 この規則を改正したということは、現、旧の指導要録のままで行った  
ところは、これをまたプラス新たにしないといけないということですね。そうで  
すね。

教育長 どうですか。片岡課長。

教育推進担当参事（兼）学校教育課長 そのようなかたちでします。

教育長 はい、松谷副参事、何か。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 済みません。

教育長 はい。どうぞ。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 今回の改定は幼稚園教育要領が改定にな  
ったことによって、この指導要録も様式が変わったのですけれども、今までは3  
歳、4歳、5歳と3年間を1枚の用紙に書くようになっておりました。ところが、  
今回の改定によりまして、5歳児につきましては小学校との接続という部分に  
力を入れるということから、5歳児だけをそこから抜き出して別の裏側へもう  
一枚、記述欄を付け加えるというような、そういった趣旨がございます。ですの  
で、この新旧対照表を見ていただきますと、旧のほうでは書く欄が3つに分かれ  
ているかと思うんですが、新様式のほうになりますと書く欄が2つになりまし  
て、もう一枚めくっていただきましたところに5歳児用の新たな欄が付け加わ  
るというような、そういう変更となっております。

教育長 というようなことらしいですけども、よろしいでしょうか。そのほかは  
何か。

各委員 そのほかの質疑・意見等なし。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、議案第16号につきまして、原案どおり承認ということによろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 御異議なきようですので議案第16号につきましては原案どおり承認といたします。

続きまして、議案第17号 津市学校運営協議会規則の全部の改正について、事務局から説明をお願いします。

教育研究支援担当主幹 教育長。

教育長 はい。田中教育研究支援課教育研究担当主幹。

教育研究支援課教育研究担当主幹 はい。教育研究担当主幹の田中でございます。今日は課長が不在のため、自分のほうが提案をさせていただきます。議案第17号 津市学校運営協議会規則の全部の改正についてということですが、恐れ入りますが、資料のほう、1ページから5ページが新旧対照表になっております。残り6ページから8ページは改正本文となっておりますのでよろしくをお願いします。前回、第3回の教育委員会のほうで、一部の改正について御協議いただきました。そのうち、この資料の2ページを御覧ください。2ページの右側、現行のほうですけれども、そこに、協議会のほうですけれども、「協議会の委員は指定学校の校長推薦に基づき行うものとする」という部分について。

教育長 4条の2です。

教育研究支援課教育研究担当主幹 4条の2です。その部分について、改正案としては、「校長は意見を聴くことができる」というふうに足していただいたところですが、この教育委員会のほうで「『校長の推薦に基づく』というほうがわかりやすいのではないか」という御意見を頂戴しましたので、この第4条の上から3行目、「次に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員会が任命する」というふうに文言整理をさせていただきました。御報告をさせていただきます。

その他、地教行法に合わせた表現にさせていただきましたので、主だったところだけ提案をさせていただきます。まず、その2ページですけれども、第5条の3です。「教育委員会は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認め

るとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解任することができる」と現行の津市学校運営協議会規則では6条に入っていました委員の解任について、他市の状況も踏まえて、この3の文言が適当ということで法務のほうから助言を受け、それに改正するものです。

続きまして3ページを御覧ください。3ページの第8条です。現行ですと第9条になるんですが、「法第47条5第3項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする」というのを、地教行法の改正に合わせて、その1から4の4項目にさせていただいています。

それから第9条、これは前回もあったと思うんですが、これまで、この改正にあたっては、地域と協働して進める学校づくりの懇談会等を経て、この学校運営に関する意見の申し出について文言を考えていただきました。法務室との相談の上、ここにありますように「法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、前条の基本的な方針の実現に資する事項とし、協議会が同項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする」というふうに改めさせていただきました。

続きまして、第10条です。第10条については、これまで評価についてのものがありましたけれども、今回の改正により、「協議会は、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。」これに加えて2項、4ページを御覧ください。「地域住民に対して、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない」ということが定められましたので、地教行法に合わせて定めさせていただきました。津市が今後、学校運営協議会を進めるときにあたりまして、今ある学校評議員制度あるいは学校関係者評価の機能を一体化することで、より地域の方と学校の情報共有できるものと考えています。

最後、5ページですけれども、「この附則は31年4月1日から施行する」ということになります。御審議のほう、どうぞよろしくお願いします。

教育長 前回の教育委員会での御指摘も含めて、改めて市の法務のほうと話をして全部の改正というようなことでの提案だというふうに思います。質問等ございましたらお願いいたします。委員の任命につきましては、前回の御意見を踏まえて、そのようなことで4条の中に入れてあるというふうな、学校長等の推薦というような文言を入れてある。何かよろしいでしょうか。滝澤委員、よろしいですか。

滝澤委員 はい。

教育長 それでは、議案第17号につきまして原案どおり承認ということによろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。御異議なきようですので、議案第17号につきましては原案どおり承認といたします。

それでは、ここからは非公開事案の審議のほうに移りたいと思います。ここからは非公開といたします。

それでは、議案第18号 平成30年度津市一般会計補正予算（第10号）＜教委所管分＞について、事務局から説明をお願いします。下里参事。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 平成30年度津市一般会計補正予算（第10号）＜教育委員会所管分＞につきまして御説明を申し上げます。こちらは国の二次補正に伴いまして、31年度で予定をしておりました大規模改造工事がございまして、その後、予算が30年度の補正で国から認められましたので、それを前倒しして実施するというものでございます。まず第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億7,318万9千円を追加して、歳入歳出予算の総額を127億5,420万7千円としようとするものでございます。

恐れ入ります、5ページを御覧いただきたいと思います。（款）10 教育費（項）2 小学校費（目）1 学校管理費は3億9,236万2千円の増額で、学校施設維持補修事業3億9,236万2千円の増額は、国の平成30年度補正予算で採択をされました西が丘小学校に係ります大規模改造工事に伴う工事請負費などでございます。（項）3 中学校費（目）1 学校管理費は3億8,082万7千円の増額で、学校施設維持補修事業3億8,082万7千円の増額は、これも国の30年度の補正予算で採択をされました南郊中学校に係る大規模改造事業に伴う工事請負費などでございます。以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしく願いいたします。

教育長 はい。説明は以上ですけれども御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員 そのほかの質疑・意見等なし。

教育長 それではないようですので、議案第18号につきましては、原案どおり承認でよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。御異議なきようですので、議案第18号につきましては、原案どおり承認といたします。

続きまして、議案第19号 津市いじめ対策会議委員の一部委嘱替えについて事務局から説明をお願いします。

【非公開】

学校教育・人権教育担当理事 説明

各委員 質疑

学校教育・人権教育担当理事 説明

教育長 それでは、議案第19号につきまして原案どおり承認ということよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 御異議なきようですので、議案第19号につきましては、原案どおり承認といたします。

続きまして、議案第20号 平成30年度津市一般会計補正予算(第11号) <教委所管分>について、事務局から説明をお願いします。

教育事務調整担当参事(兼)教育総務課長 はい。

教育長 はい。下里参事。

教育事務調整担当参事(兼)教育総務課長 議案第20号 平成30年度津市一般会計補正予算(第11号) <教育委員会所管分>につきまして、御説明を申し上げます。今回の補正につきましては、先ほども補正で説明をさせていただきましたけれども、一般会計の先ほどの(第10号)を追加で議会のほうへ上程した後、さらにまた国の30年度の補正予算の、これは第1次補正ということで、先ほどのは第2次なんですけれども、1次補正でブロック塀や冷房設備の関係の交付金をもらうということで、こちらの委員会でも前倒しということで、エアコン

の前倒し、あるいは学校のプールのブロック塀の整備というかたちで御予算をあげさせていただいたと思うんですが、その予算が少し余っているということで、国のほうから、追加の配分があるのでということで、そういう調査がございまして、そちらへ出させていただいたところ、特別教室への空調設備に対しまして平成30年度分として新たに補助内示を受けたということから今回の補正予算を計上するものでございます。

まず第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,230万5千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を128億651万1千円としようとするものでございます。

恐れ入ります、5ページをまた御覧いただきたいと思います。(款)10 教育費 (項)2 小学校費 (目)1 学校管理費は2,275万9千円の増額で、学校施設維持補修事業2,275万9千円の増額は、新町小学校、藤水小学校におけます平成31年度に実施する計画となっております特別教室への空調設備に係ります工事請負費の計上でございます。(項)3 中学校費 (目)1 学校管理費は2,954万6千円の増額で、学校施設維持補修事業2,954万6千円の増額は、南郊中学校において平成31年度に実施する計画となっております特別教室への空調設備の設置に係ります工事請負費でございます。以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしく願いいたします。

教育長 はい。説明は以上ですので、これも何か御質問等がございましたらお願いいたします。

上島委員 よろしいですか。

教育長 はい。上島委員。

上島委員 その前のあれと一緒に、第1条の、直してもらってありますよね。それに加えて今回のこの5,230万がプラスされたと。

教育事務調整担当参事(兼)教育総務課長 (第10号)にプラスということで。

上島委員 (第10号)にプラスという考え。

教育事務調整担当参事(兼)教育総務課長 (第10号)プラス5,230万5千円ということで。

教育長 ということですが、よろしいでしょうか。

上島委員 はい。

教育長 そのほかはよろしいでしょうか。

各委員 そのほかの質疑・意見等なし。

教育長 それでは、議案第20号につきましては、原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。それでは、御異議なきようですので、議案第20号につきまして、原案どおり承認いたします。